

議案第 1 4 7 号

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例

川崎市屋外広告物条例（昭和 4 6 年川崎市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (14) 景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 2 8 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木

第 7 条第 4 項中「第 5 条第 1 項第 1 1 号から第 1 3 号まで」を「第 5 条第 1 項第 8 号及び第 1 1 号から第 1 3 号まで」に改める。

第 1 0 条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 川崎市都市景観条例（平成 6 年川崎市条例第 3 8 号）第 1 0 条第 1 項の規定により定められた景観計画特定地区に表示する広告物又は設置する掲出物件は、前 2 項に定めるもののほか、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

第 2 1 条第 3 項第 2 号中「及び第 1 0 条第 2 項」を「並びに第 1 0 条第 2 項

及び第3項」に改め、同項第3号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第10条第3項に規定する許可の基準は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件について適用し、施行日前の申請に係る広告物又は広告物を掲出する物件については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

屋外広告物に係る禁止物件として景観重要建造物及び景観重要樹木を追加すること、景観計画特定地区における屋外広告物の制限に関し必要な事項を定めること、屋外広告物に係る禁止物件のバス停留所の上屋について適用除外に関する規定を整備すること等のため、この条例を制定するものである。